

令和6年度 第8回 横浜市いじめ問題専門委員会 次第

日 時：令和6年11月21日（木）18：00～

場 所：市庁舎共用会議室

1 議題

(1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について【公開】

(2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】

横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野	所属等	氏名	任期 (2年間)
医療	由比ガ浜こころのクリニック	アツミ ヨシカタ 渥美 義賢	R6.5.12 ～R8.5.11
法律	弁護士	イシカワ ユイ 石川 由衣	R6.5.12 ～R8.5.11
法律	弁護士	イシノ ユリコ 石野 百合子	R5.6.15 ～R7.6.14
医療	横浜市南部地域療育センター 所長	イソザキ ジンタロウ 磯崎 仁太郎	R6.5.12 ～R8.5.11
法律	弁護士	カタヤマ サトミ 片山 里美	R6.5.12 ～R8.5.11
教育	帝京大学大学院客員准教授	カマチ ケイコ 蒲地 啓子	R6.5.12 ～R8.5.11
法律	弁護士	クリヤマ ヒロシ 栗山 博史	R6.5.12 ～R8.5.11
法律	弁護士	ケツカ マモル 毛塚 衛	R5.10.1 ～R7.6.14
教育	星槎大学特任教授、神奈川大学非常勤講師、 北里大学非常勤講師	コンドウ ショウイチ 近藤 昭一	R5.6.15 ～R7.6.14
心理	公認心理師、臨床心理士	シミズ ナオコ 清水 尚子	R5.6.15 ～R7.6.14
医療	横浜市東部地域療育センター 所長	タカハシ ユウイチ 高橋 雄一	R6.5.12 ～R8.5.11
心理	東京医科大学、臨床心理士	ツジ タカヒロ 辻 孝弘	R6.5.12 ～R8.5.11
心理	聖心女子大学教授	ヒライ ミカ 平井 美佳	R6.5.12 ～R8.5.11
心理	聖学院大学大学院客員教授	ホリ キョウコ 堀 恭子	R6.5.12 ～R8.5.11
福祉	神奈川県社会福祉士会子ども家庭支援委員会	モリタ ヒロシ 守田 洋	R5.6.15 ～R7.6.14

《臨時委員》 教育	大学非常勤講師	イマイ フミオ 今井 文男	審議終了まで
《臨時委員》 教育	元大学准教授	イノウチジマ ショウイチ 入内嶋 周一	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	オオタ フミコ 太田 史子	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	オカモト ショウタ 岡本 将太	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	カゲヤマ ヒデヒト 影山 秀人	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	キムラ フミユキ 木村 文幸	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	サトウ ミノリ 佐藤 みのり	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	シモザト ダイスケ 下里 大介	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	ナカサト ユウキ 中里 勇輝	審議終了まで
《臨時委員》 教育	大学学長	ニシムラ テツオ 西村 哲雄	審議終了まで
《臨時委員》 心理	大学教授	マツダ エイコ 松田 英子	審議終了まで
《臨時委員》 心理	臨床心理士、公認心理師	マルヤマ シゲヒト 丸山 茂人	審議終了まで
《臨時委員》 法律	弁護士	モリモト テカコ 森本 周子	審議終了まで
《臨時委員》 心理	大学院教授	ヨシカワ レイコ 芳川 玲子	審議終了まで

横浜市いじめ問題専門委員会
委員長 栗山 博史 様

教育長 下田 康晴



いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について（諮問）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき、平成29年12月11日付「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（答申）」（以下「公表ガイドライン」という。）の改定について、諮問します。

（諮問理由）

本年9月の国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂や、本市として機動的かつ実効的ないじめ重大事態調査の実施に向けて仕組みづくりを行っていることを踏まえ、公表ガイドラインの改定について調査審議いただきたく、諮問します。

【担当】教育委員会事務局

人権教育・児童生徒課

電話：045-671-3296

FAX：045-671-1215

いじめ重大事態調査結果の公表ガイドラインの改定について

1 公表ガイドラインの策定経緯

平成 28 年度に東日本大震災の被災地からの転入児童に対するいじめ重大事態が発生した際、教育委員会や関係区局の職員に外部有識者を加えて再発防止検討委員会を立ち上げ、再発防止策を検討した中で、いじめ重大事態の調査結果の公表について、考え方を整理すべきとの提言がなされました。

これを受けて、横浜市いじめ問題専門委員会に諮問を行い、平成29年12月に答申を受けた後、教育委員会会議において、ガイドラインとして運用することを決定し、現在まで運用しています。

2 主な内容

◎公表の意義

- ・ 市民社会全体でいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること。
- ・ 市民目線に立って学校・教育委員会に対して、いじめ防止対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること。
- ・ いじめ問題専門委員会の調査結果の信頼性を保つこと。

◎関係者の意向確認との関係

被害者側の意向は確認すべきだが、同意を要件とまではせず、被害者側の意向も踏まえて、公表の内容を精査・限定し、あるいは工夫した上で全ての件について公表することが望ましい。

→これまで、学校主体の調査も含めて、全ての重大事態調査について調査結果を公表

◎公表の仕方

公表版を作成し、関係者の意向確認後、できるだけ速やかにHPに掲載(掲載期間 6 月)

◎公表に際した個人情報保護の考え方

個人特定につながる情報(学校名、行政区等)は非公表、いじめの具体的内容等は公表

3 いじめ重大事態のガイドラインの改訂について

本年 9 月に改訂されたいじめ重大事態調査のガイドラインでは、調査結果の公表について、以下の通り記載されています。

- ◎ 「重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能」で「調査報告書を公表しないことも考えられる。」
- ◎ 「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」

4 他都市の状況について

別紙のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

11月	いじめ問題専門委員会へ諮問 いじめ問題専門委員会委員4名による検討チーム立上げ
12月	いじめ問題専門委員会にて審議
令和7年 2月	いじめ問題専門委員会から答申

他都市の状況

1 公表ガイドライン等を策定している自治体 ※ホームページ上で公表に関するガイドライン等が確認できた自治体 ※上から策定期限順に記載

	自治体、策定期限	公表の在り方	方法 ※	公表期間
1	大津市教育委員会(H29.06) 重大事態に関する調査結果報告書の公表について	いじめの被害を受けた児童等及びその保護者が、市ホームページでの公表に同意されていること。 → 同意が得られない場合は、重大事態の種別及び件数のみを公表するにとどめます。	報告書	6か月
2	仙台市(H26.3作成 H31.3改正) いじめ防止基本方針	重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係る いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し、市対処方針等を踏まえ丁寧に対応するものとする。	記載なし	記載なし
3	神奈川県(R01.10) いじめ対策調査会答申	・いじめの重大事態の調査結果について、 原則としてすべての事案を公表 するよう提言する。 ・被害者側の意向には極力沿うべきだと考えるが、被害者側の理解が得られない場合でも、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すことも可能であり、公表の意義からすれば、仮に再発防止策だけであっても、公表に係る目的はある程度達し得ると考えられる。	報告書 概要版	定めず
4	茅ヶ崎市(R03.02) いじめ重大事態調査報告書の公表について	いじめ重大事態調査報告書については、原則公表する運用としております。もっとも、①事案の内容・重大性、②被害児童・生徒及び保護者の意向、③公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでないと判断する場合があります。 次のような事案は、公表すべき必要性は比較的低い と言えます。 ・「重大事態の疑い」として調査をしたが、 <u>事実が認められなかったもの</u> ・認定された事案が、いじめを訴える児童・生徒といじめを訴えられた児童・生徒が <u>一対一</u> の関係で行われており、かつ、 <u>非継続的な事案</u> であるもの(単発の喧嘩や悪ふざけ、日常の中で意図せず傷つけてしまった一言等)	報告書	1年

		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの背景が当事者間の認識のすれ違いなど、<u>学校内の指導・支援で解決可能なもの</u> ・不登校につながっているいじめ事案において、<u>不登校の背景として、いじめ以外の主な要因があると認められたもの</u> 		
5	岐阜県 (R4. 04) 重大事態に関する調査報告書の公表について (公表ガイドライン)	<p>被害者側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。</p> <p>なお、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。</p>	概要版	6 か月
6	大田区 (R4. 05) におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン	<p>以下のような事案では、公表の意義・目的に資する実益が公表による弊害より劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられることから、個別事案の特性に照らし、公表の可否を判断することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、<u>事実が認められなかったもの。</u> ・いじめの背景が、当事者間の認識のすれ違いなど、<u>学校内の指導・支援で解決可能なもの。</u> ・調査過程で明らかになったいじめの要因に、<u>要配慮情報等の極めて重要な個人情報が含まれるもの。</u> ・不登校につながっているいじめ事案において、<u>不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。</u> 	報告書	1 年
7	小田原市 (R04. 08) の重大事態に関する調査結果の公表方針	<p>被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないと考える。しかし、いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して<u>全ての件について公表することは可能である</u>と考える。</p> <p>全てのいじめの重大事態の調査結果について基本的には公表する。</p> <p>いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、調査結果について可能な限り社会と共有していくことが大切である。</p>	公表版	6 か月

8	<p>習志野市 (R04. 11)</p> <p>重大事態に関する調査報告書の公表について</p> <p>(公表ガイドライン)</p>	<p>概要版については、一般の方のみならず学校関係者等であっても、個人識別ができないように作成します。</p> <p>一方で、学校の対応やいじめの実態等、個人識別に関係しない部分については、公表の範囲が限定的なものとならないように留意します。</p> <p>被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行い、保護者の意向だけでなく、被害児童生徒の意向を確認します。なお、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。</p> <p>公表に際し、加害児童生徒及びその保護者の同意を得ることは行いません。ただし、公表する内容については、個人が特定されないように適切な配慮をします。</p>	概要版	6か月
9	<p>品川区 (R05. 04)</p> <p>教育委員会におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン)</p>	<p>原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとするが、以下のとおり、公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでない判断する場合もありうる。</p> <p>以下のような事案では、(中略) 公表すべき必要性が低いと考えられることから、個別事案の特性に照らし、公表の可否を判断することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、<u>事実が認められなかったもの。</u> ・いじめの背景が、当事者間の認識のずれ違いなど、<u>学校内の指導・支援で解決可能なもの。</u> ・調査過程で明らかになったいじめの要因に、<u>要配慮情報等の極めて重要な個人情報が含まれるもの。</u> ・不登校につながっているいじめ事案において、<u>不登校の背景としていじめ以外の主要要因があると認められたもの。</u> 	公表版	6か月
10	<p>芦屋市 (R05. 07)</p> <p>いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について (公表ガイドラ</p>	<p>芦屋市教育委員会は、被害者側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。</p> <p>なお、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。</p>	概要版	6か月

	イン)			
11	大阪市 (H27.08 策定 R06.04 改正) いじめ対策基本方針	市長及び教育委員会は、調査結果をもとに第三者委員会から意見具申された内容を公表するものとする。 例外は被害児童生徒又はその保護者が公表を望まない場合のみとする。	記載なし	記載なし
12	那覇市 (R06.9) いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドライン	原則として、いじめの重大事態の調査結果については、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や那覇市情報公開条例の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表するものとする。公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮し、 例外的に公表すべきでないと判断する場合もありうる。その判断の指針は以下のとおりとする。 ア「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、 <u>その事実が認められなかったもの。</u> イ いじめの背景が、当事者間の認識のすれ違いなど、 <u>学校内の指導・支援で解決可能なもの。</u> ウ 調査過程で明らかになったいじめの要因に、 <u>配慮を要すべき極めて重要な個人情報が含まれるもの。</u> エ 不登校につながっているいじめ事案において、 <u>不登校の背景としていじめ以外の主要因があると認められたもの。</u> オ <u>被害児童生徒及び保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合</u>	概要版	6か月

※「報告書」は黒塗りや学校名を置き換えるなどプライバシーに配慮

2 政令指定都市における公表状況

・政令指定都市 20 市での公表状況 (R6.6 時点)

○「被害児童・生徒の同意がある場合に調査結果を公表する際、ホームページ上でどのような資料を公開しているか」

- ア 黒塗り等により加工した調査報告書 9 都市
- イ 調査報告書を要約した概要資料 1 都市
- ウ 資料は公開せず、調査した事実 0 都市
- エ その他 10 都市 ※横浜市はエに該当 (ホームページ公表用に作成した公表版)

・HPにおける公表状況（※R6.10時点でホームページ上で公表方法を確認できたもの）

○大阪市（1事案） 令和4年発生事案 黒塗り版で公表

○名古屋市（2事案） 平成26年、平成27年発生事案 内容により事案の概要等を省略し、抜粋により公表

○神戸市（1事案） 令和2年発生事案 概要版を公表